

川崎市マイナンバーカードセンター設営及び運用業務委託

共同企業体取扱要綱

7 川市戸第 5 4 1 号
令和 7 年 6 月 2 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する川崎市マイナンバーカードセンター設営及び運用業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第 2 条 共同企業体に発注する業務は、川崎市マイナンバーカードセンター設営及び運用業務委託に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

- (1) メインセンター及びサブセンターの設営支援
- (2) メインセンター及びサブセンター運営支援
- (3) 郵便局への運搬及び差出代行、カード運搬等
- (4) 各種マニュアル類の作成
- (5) 広報の提示
- (6) サービス要求水準合意書及び指標の作成・検証
- (7) 次年度受託者への業務の引継ぎ
- (8) その他附帯する業務

(履行方式)

第 3 条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員)

第4条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

2 前項の構成員の数は、2社とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(代表者の要件)

第5条 共同企業体の代表者は、委託業務の履行に当たり、より大きな技術力を有するものとする。

(共同企業体の結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(参加の申込み)

第7条 共同企業体は、別途定める参加意向申出書に、委任状(第1号様式)及び共同企業体協定書(第2号様式)を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 参加意向申出書の提出後に、共同企業体の構成員(代表者を除く)が指名停止等の措置を受けた場合は、見積書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、参加の申込みを行うことができるものとする。

3 前項の規定により、新たに参加の申込みを行う場合は、第1項で指定する書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第8条 市長は、参加意向申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第9条 共同企業体の存続期間は、公募型プロポーザルの結果、委託業務に選

定された共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月以上存続するものとし、それ以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第10条 市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、契約書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第11条 市長は、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。